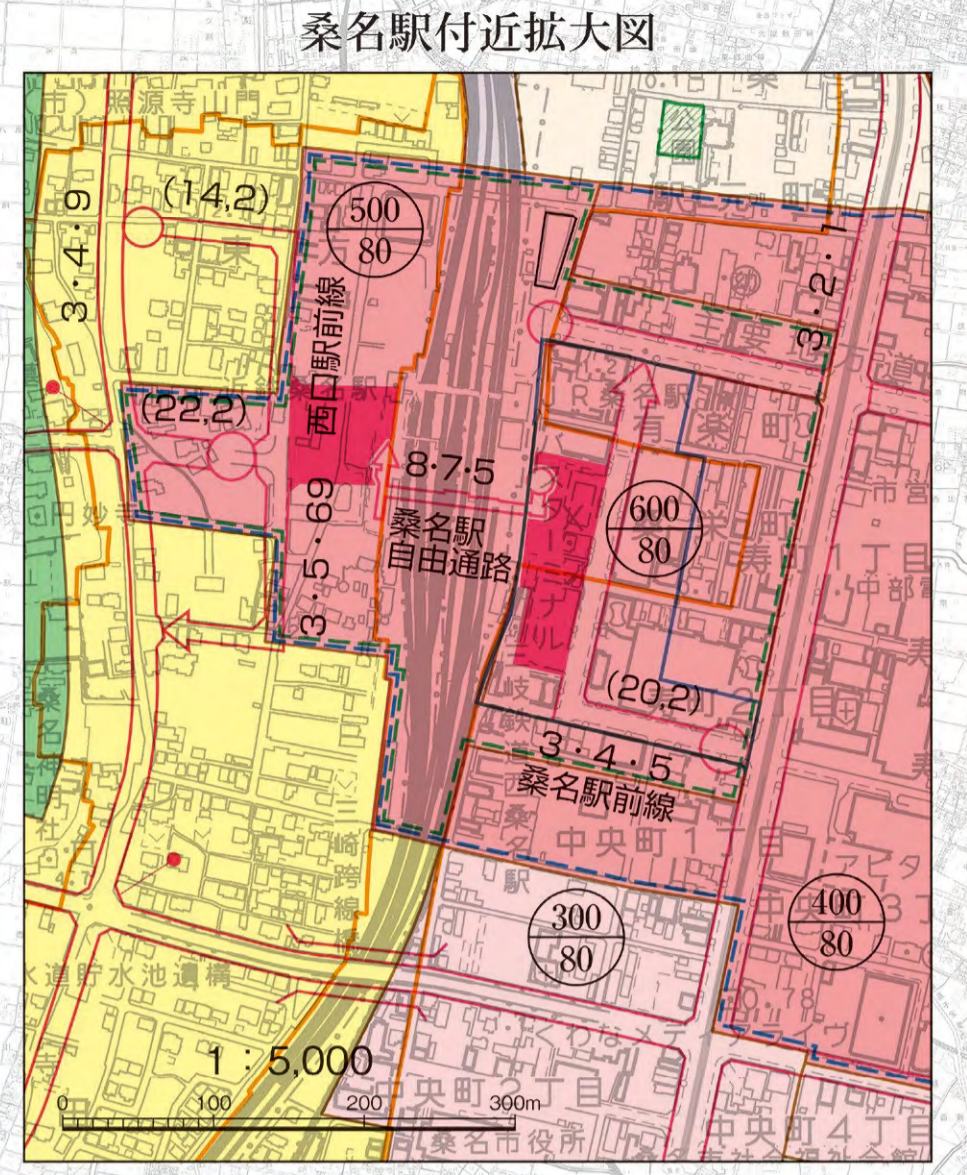
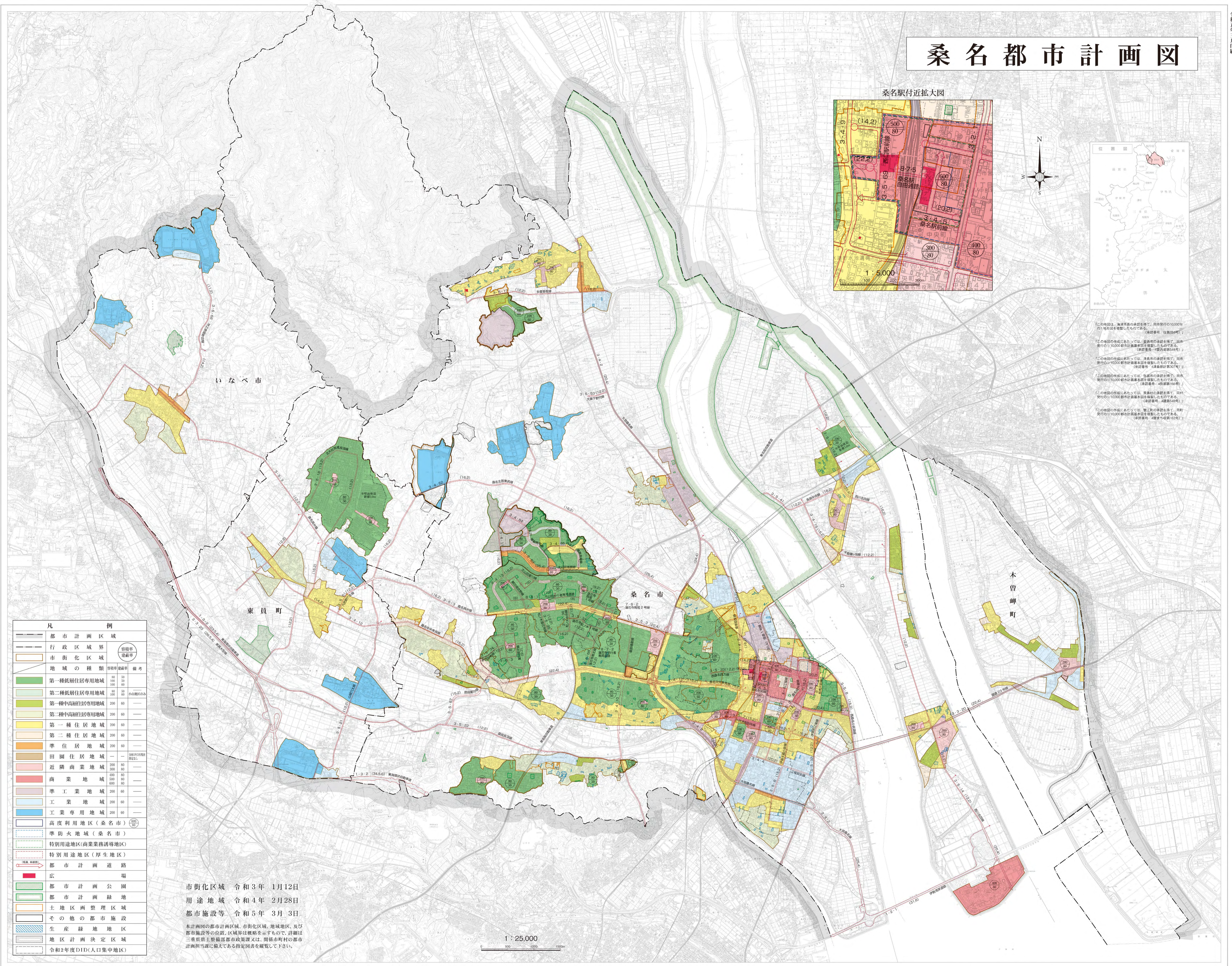


# 桑名都市計画図



【この地区は、海津市長の承認を得て、同市長の10,000分の1地形図を複製したものである。】  
 【この地区の作成にあたっては、海津市の承認を得て、同市長の1/10,000都市計画基本図を複製したものである。】  
 【この地区の作成にあたっては、津市の承認を得て、同市長の1/10,000都市計画基本図を複製したものである。】  
 【この地区の作成にあたっては、桑名市の承認を得て、同市長の1/10,000都市計画基本図を複製したものである。】  
 【この地区の作成にあたっては、津市の承認を得て、同市長の1/10,000都市計画基本図を複製したものである。】

凡 例	
——	都市計画区域
——	行政区域界
——	市街化区域
——	地域の種類
■	第一種低層住居専用地域
■	第二種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	準住居地域
■	田園住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域
■	高度利用地区(桑名市)
■	準防火地域(桑名市)
■	特別用途地区(商業業務誘導地区)
■	特別用途地区(厚生地区)
→	都市計画道路
■	広 公 場
■	都市計画公園
■	都市計画緑地
■	土地区画整理区域
■	その他の都市施設
■	生産緑地地区
■	地区計画決定区域
■	令和2年度DID(人口集中地区)

市街化区域 令和3年 1月12日  
 用途地域 令和4年 2月28日  
 都市施設等 令和5年 3月 3日

本計画図の都市計画区域、市街化区域、地域地区、及び都市施設等の位置、区域界は概略を示すもので、詳細は三重県国土整備部都市政策課又は、関係市町村の都市計画担当課に備えてある指定図書を縦覧して下さい。

1 : 25,000